

平成 23 年度 第 3 回 ふれあい座談会

主 催	特定非営利活動法人上福岡障害者支援センター 21
テ ー マ	平成 23 年 9 月 28 日付け市長あて要望書について
日 時	平成 23 年 11 月 25 日(金)・午後 1 時 30 分～3 時
場 所	上福岡 4 丁目集会所
参 加 者	30 名
市	市長、障がい福祉課長、同課長補佐、秘書広報課長、秘書広報課主幹、広報広聴係副主幹
司会	<p>こんにちは、上福岡障害者支援センター 21 の日頃の活動を紹介し、市長と懇談ができればと考えています。障がい福祉課に対し要望書も出しています。</p>
市長	<p>私は、自分のマニフェストで「障がい者本人の意志を尊重する事業・政策を実施すること」を提唱していますので、本日の座談会を貴重な機会と考えておりました。本日は、ありがとうございます。</p> <p>初めに、お詫びしなければならない事があります。本日、出席されている杉田さんに関する事です。</p> <p>平成 21 年 2 月 27 日、「自立支援協議会」の開催にあたり、杉田さんは開始前に傍聴手続きをされたにもかかわらず、事務局の不手際で傍聴を拒否してしまいました。当日、雪の中を車イスで来られた杉田さんの気持ちを考えれば、胸が痛みます。</p> <p>本来、障がい者の権利を擁護すべき担当部所の対応としては、非常にお粗末なものでした。私が市長就任前の出来事ですが、この場をお借りしてお詫びいたします。誠に申し訳ありませんでした。</p> <p>今後、このような事がないよう職員へ徹底してまいりたいと思います。</p>
	<p>1 センター 21 の日中活動について</p>
司会	<p>ご当人の気持ちを受け止めていただければ大変ありがたいです。センター 21 では、協働舎レタスという地域活動支援センターを行っています。関わっている人たちから活動を紹介していただきます。</p>
参加者	<p>協働舎レタスの活動は、パン・クッキーなどの製品を作って販売したり、公園清掃や新聞の折り込みチラシなどの仕事を引き受け、賃金を得ています。現在の調理場は大変狭く、大きな機材も入っており、そこで 8 人で作業をしていますが、ぶつかったりして喧嘩になったりしていま</p>

す。パンを作る作業も狭くて大変なので、1日も早く広い所に引っ越しをしたいというのが現状です。

また、調理場が狭いため、生産量も限定されてしまうし、一人ひとりを見てあげられないため技術力のアップもしてあげられません。

参加者 10年近く引きこもっていたので就職に興味を持ちませんでした。レタスに通いだして親に頼らず自立したいと思うようになりました。集団面接やパソコン教室にも通い、上福岡図書館で2週間実習もしました。現在は、県立盲学校でアルバイトをしています。引きこもっていた分、社会生活やマナーが不足していますが、いろいろ経験して補っていきたいと思っています。

司会 精神障がいだと正式な職員になれず有料ボランティアという待遇で週1～2回市内企業にアルバイトをしてその他は、レタスでアルバイトをしています。精神障がい者が通う場や自立支援の場が必要です。

要望書1にも記していますが、地域活動支援センター協働舎レタスについて、年間300万の家賃の内、市からの補助が120万円ありますが、あとの180万円は、地域活動支援センターの運営費（人件費）から補っています。市内の障害者作業所で、活動の場を確保する費用を運営団体が負担しているところはありません。

市長 お話を聞いて、調理場の効率は重々わかります。狭い中で大勢の人が入って作業する大変さはわかる。移転先はなんとかしたいと思います。持ち出しの180万円を少しでも軽減できるように考えていきたいと思います。

2 生活ホームに関して

司会 地域活動支援センター及び生活ホームは、現在は知的障がい者と身体障がい者しか利用できませんが、国の制度と同様に三障がい共通に使える制度に改めるよう埼玉県に要望をお願いしたい。市内に精神障がい者が通う場や自立できる場が非常に少ないのです。

障がい福祉課長 埼玉県では、生活ホームのグループホーム、ケアホームへの移行を進めており、新たな制度改正への考えはないようです。また、現在新規の生活ホームの設置は認めていないとのこと。

地域活動支援センターの精神障がい者利用については、県に実情をお話しております。

精神障がい者を対象とした地域活動支援センターは、自立支援法施行前の従来の小規模作業所が移行する場合のみで、それ以外は対象外です。

参加者 センター21では、アパート形式で6部屋あるみどり荘（身体、知的障がい5名）と1軒屋のケアホーム2カ所で合計3カ所あります。生活ホームでは、精神障がい者の部屋代など補助対象にならず受け入れができません。障がいの種類で規定されている現状があります。

司会 要望書の6の家賃補助について、国の制度のグループホーム・ケアホームの入居者には、本年10月から家賃補助として一人1万円が支給されることになりました。県制度の生活ホーム（みどり荘）は、そのような補助が無いので同様の補助を支給できる制度を作っていただきたい。ひまわりに入居している川越市の人には、川越市から1万円の補助がだされているが。

障がい福祉課長 川越市は、川越市内の生活ホームに補助をしています。川越市以外のホームには補助をしていません。生活ホームは、県でもグループホームやケアホームへの移行をすすめており、新規の生活ホームの設置は認めていないとのこと。市においても生活ホーム（みどり荘）への家賃補助は難しいと思います。

司会 生活ホームとケアホームとの差は

障がい福祉課長 事業者への支援は市の実情によって異なります。地域活動支援センターへの家賃補助では、ふじみ野市では月10万円補助があり、川越市は補助がありません。他市が行っているからといってすぐにできるわけではありません。地域活動支援センターに対する補助と生活ホームへの双方への補助は、現状では難しい。

司会 ケアホームに移行すれば、全国一律1万円の家賃補助があることは知っています。生活ホームでは、独自にヘルパーを頼めますがケアホームで独自にヘルパーは使えない。生活ホームの存在を前提にホローして欲しいと思います。ひまわりは、知的障がい者が多いので、身体的補助はそれほど必要ではない。生活ホームは、家事援助が使える自立へとつなぐと思います。ケアホームではすべてそのヘルパーが身のまわりのことをやらなければいけません。今後、グループホーム、ケアホームでヘルパーが自由に使えることを提言していますが決定ではない。生活ホームの良さがあるのでぜひ支えて欲しい。

市長 制度の欠陥、現在の環境の変化にあっていない。前回ウイズネットとの座談会では、精神障がい者であることの格差をなんとかして欲しいという意見がありました。

3 移動支援について

司会 次にヘルパーの派遣、主に移動支援について

参加者 要望書の3に記しています。2人3脚では、三障がいの登録者が130名位いて、サポーター登録が70名います。(ホームヘルプ、ガイドヘルプ、福祉輸送)など、移動支援事業に車両を使うことを認めてください。生活サポート事業で代替せよという指導が続いていますが、生活サポート事業では利用者の自己負担額がばかになりません。

車両は認められているが、経路を限定して決められています。他県では、移動支援事業で、車の使用が認められている所もあります。埼玉県では、実施主体は市町村にあるのでよく相談してくださいという話でした。

司会 移動支援での通院介助について

参加者 現在の移動支援では病院内に移動、待合室での待ち時間、診察室での介助などを制限しています。ヘルパーの代わりに病院のスタッフができるわけではありません。ヘルパーの介助なしに病院に行っても病院も困っています。制度を変更して欲しいです。

司会 長時間の移動支援に行程表提出などの報告を義務付けていることについて。

参加者 ヘルパーさんと生活ホームを利用しています。出かける時もヘルパーさんと一緒。プライベートな場所に行くときも細かく工程表を出さなければなりません。サポーターには、時間経路を報告してほしいということなので、利用者さんに出してもらっていますが、なぜここまで出す必要があるのですか。

司会 移動支援のうちグループ支援型の需要がある。ふじみ野市は未実施だが、1人のヘルパーが2～3人の知的障がい者を連れて移動することができるようにして欲しいです。

参加者 休日にひまわりの友達とでかけたりしたいが、ヘルパーがいないと行かない。ホーム入居者同士で外出したいが世話人がそこまでついていけない。ヘルパーさんと1対1より友達同士で行きたい。グループ支援を認めて欲しい。

司会 入院中のヘルパーの問題については、みどり荘にいた人の事例があります。2人3脚で10年間介助をしていた。病気がちで入院もよくしていた。身体言語含めて不自由。入院中は医療分野で医師、看護師がつくので、身のまわりの世話は、家族が行うことになります。みどり荘では100%介護を付けてもらっていましたが、入院中は、ヘルパーは入れない、家族の手もない。少しずつためたお金で有料ヘルパーの費用に充てました。お金が尽きた所で亡くなった。なんでこんな形でという思いが強くなります。入院中の介護を認めている所も出てきています。入院は突然やってくる。死活問題でもあります。医療機関は、言語障がい者は知的障がい者と同様に認識してしまう。適切な看護が必要だと思います。

4 見守り支援について

参加者 いずれ1人暮らしをしたいと思っています。一人暮らしになると落ち着かなく不安になるので見守り支援をして欲しい。

司会 親元を離れ一人ないし数人で暮らしているホームは、現在、市内ではセンター21のみです。やってみて突き当たってきた問題があります。市でもできる対応をしていただければ。

障がい福祉課長 全体的にヘルパーと移動支援のお話を聞きました。ふじみ野市が他市に比べ劣っている訳ではありません。その辺をふまえてご理解をいただきたい。たとえば、生活サポート事業の本人負担は原則として1時間950円ですが、本市はこれを所得に応じて減額し、生活保護世帯は1時間100円、非課税世帯は200円、その他も段階的に減額しています。近隣自治体では、生活保護世帯や非課税世帯も一律950円を本人負担しています。

移動支援で車を利用する場合、国の実施要綱では「車両移送型」といって福祉バス等車両の巡回による送迎支援や経路を定めた運行等によります。本市は、「個別支援型」のみを実施しています。

病院への通院介助は原則的に居宅介護の通院等介護で対応することになっています。

行程表の提出については、訪問先の具体的な施設名まで必要とはしていませんが、6時間以上の外出の場合、その時間が必要であることの確認です。公費を適正に支出するためにご協力をお願いしたい。

司会者 鴻巣市で言語障がい者に対してヘルパーを派遣する制度を実施しています。検討してもらえないでしょうか。

障がい福祉課長 言葉が不自由な方への派遣で、昨年度の実績は0件だったということも聞いています。

5 その他の要望について

参加者 障害者週間記念事業の「ふれあい広場」は、大切な行事です。公開事業評価結果では「市実施」となったが、実行委員会方式でよいのではないですか。

参加者 自立支援協議会を傍聴して、障がい者の委員は毎回出席しているが、企業の方は毎回欠席していました。忙しいのであれば代理の人を出すと誰かを出すようにして企業の人も交えて会議をすべきです。まだ本格的に計画を考える段ではないが、役所からの説明が多く、委員間の議論が少ない。実行性のある議論をして欲しい。傍聴人は会議の資料が貰えないのですか。

障がい福祉課長 資料はお渡しできます。「ふれあい広場」については、公開事業評価に急遽出したものです。判定結果は「市実施・改善・再検討」でしたが、事業自体は素晴らしいものです。しかしながら、実行委員会といいながら、会計は職員が行うなどかなり市職員が携わっています。今後も、関係団体との緊密な連携や話し合い、役割分担をしながら開催することは変わりません。実行委員会に主体的にお願いできるよう育成も図っていきたいと思います。

参加者 グループ支援型は危険防止のためできないというところが納得いきません。知的障がい者複数人に対し1人のヘルパーの方が、支援費が安くなるのでは。

障がい福祉課長 外出の際の安全確保のためマンツーマンをお願いしています。障がい福祉に係る費用は、障害者自立法成立当時は7億円だったものが、現在は、11億円になっており、55パーセントの伸びで、他の福祉サービスでこんなに伸びているものはないと思います。決してサー

ビスを制限しているわけではありません。

市長

今日は、様々な皆さんの現場での生の声が聞けました。これほど私の発言機会が少ない会は初めてでした。法制度の壁が高いことを実感し、そのため、安易に発言ができませんでした。障がい福祉は制度が複雑、勉強不足を感じました。直接現場の生の声を聞き、市の独自事業では財政が厳しい部分もありますが、全力で取り組んでいきたいと思ひます。今後も協働舎レタスなど現場見学に行かせてもらいたいと思ひます。ライトハウスへも今週行ってきたところです。

今日は色々教えていただいてありがたかった。行政のあたりまえを続けて行つては現状を変えられない。ありがとうございました。



座談会風景

(平成 23 年 11 月 25 日)



協働舎レタスの見学

(平成 23 年 11 月 28 日)